

原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
政策課 電力産業・市場室

令和6年度概算要求額 470億円（470億円）

事業の内容

事業目的

福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにすることを目的とする。

事業概要

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について、事業期間（30年以内）終了後5年以内にわたり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第68条に基づき、交付金を交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針（平成28年12月20日閣議決定）に則り着実に資金交付を行うことを目指す。